

習志野市農業委員会総会議事録

平成22年第11回習志野市農業委員会総会は平成22年11月24日
(水)
サンロード6階大会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後1時より

1. 委員の出欠席 18名中 14名出席 欠席 4名

委員氏名(網かけは欠席委員)

1番 田久保 清一	2番 飯 生 良	3番 吉 野 吉雄
4番 中 台 孝政	5番 齊 藤 健次	6番 央 重則
7番 田久保 武士	8番 宮 本 泰介	9番 市 角 夏司
10番 村 山 光男	11番 織 戸 正裕	12番 飯 生 正己
13番 織 戸 和行	14番 伊 藤 豊	15番 海老原 健治
16番 谷 岡 隆		

会長職務代理者 吉野 弘司

会 長 廣瀬 博

1. 議案審議結果

上 程5件 承 認5件 不 承 認 0件 審 議 未 了 0件

1. 閉会時間 午後 3時05分

1. 付議事項

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願
について

議案第43号 農業委員会定数問題検討委員会の答申について

報告第20号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第21号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>それでは、平成22年第11回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、5番 齊藤 健次 委員・7番 田久保 武士委員・9番 市角 夏司委員・15番 海老原 健治 委員より欠席の報告があり、本日の出席委員は14名であります。</p> <p>よって、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則 第26条第2項」の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>8番 宮本 泰介委員と、10番 村山 光男委員、両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日は、議案第38号から議案第43号までの6件の審議案件となっています。</p> <p>先程、田久保 清一委員長より、定数問題検討委員会の議案第43号を最初に行ってほしいとの要請がありました。</p> <p>この件について皆様にお諮りいたしますが、議案第43号の「農業委員会定数問題検討委員会の答申について」を始めに行い、順次、議案番号順に進めてまいりたいと思っておりますが、いかがでしょうか？</p> <p>(各委員異議なしの声)</p>
議 長	<p>有難うございます。</p> <p>「農業委員会定数問題検討委員会の答申について」は、田久保委員長に進行を委ねたいと思っておりますので、田久保委員長、宜しくお願いいたします。</p>
田久保清一 委員長	<p>はい。先程会長にお願ひし、議案の順番を変えていただき感謝申し上げます。それでは会長の指示に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>6月に各地区から1名ずつと、議会選出の委員1名の計9名で、設置された「農業委員会定数問題検討委員会」も10月まで5回の協議を行い、検討してまいりました。先月の検討委員会で意見が集約されましたので、本日は、「農業委員会定数問題検討委員会」から農業委員会、廣瀬会長に答申いたします。答申文書の朗読については、事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>はい。平成22年11月24日 習志野市農業委員会 会長 廣瀬 博 様 農業委員会定数問題検討委員会 委員長 田久保 清 一 副委員長 谷 岡 隆 農業委員会定数問題について (答申)</p>

	<p>平成23年10月7日に行われる農業委員の選挙に伴い、平成22年6月23日に9名の委員をもって設置した、定数問題検討委員会は、農業委員会の定数問題について議論し、協議を重ねてまいりました。</p> <p>その結果、下記のとおり意見集約されましたので答申いたします。</p> <p>習志野の農業は、人参・葱・ほうれん草などの露地野菜、施設野菜や花卉園芸などの畑作を中心とした都市型農業として堅実に歩んでまいりました。</p> <p>しかし、近年では農業従事者の高齢化、後継者不足、相続税対策、耕作放棄地対策など農業を取巻く環境の悪化が著しく、他にも農産物の価格の低迷、農業資材の価格高騰と農業経営は厳しい状況が続いているなか、新鮮で「安全で安心」な習志野産の農産物を市民に提供するだけでなく、広く農業に対し理解を求めているところでございます。</p> <p>都市環境の空間スペースである農地は、雨水保水による水害の抑制と災害時に備えたオープンスペースの確保等といった多面的機能を併せ持った、貴重な財産を有効に利用しつつ、関係部署と連携を密に限られた農地を確保して行くためには、農業委員会の役割は一段と重要であり、公正・公平性が求められることとなります。</p> <p>また、平成21年12月15日には、平成の農地改革とも言われている農地法の一部改正が行われ、農業委員会・農業委員の業務量も多くなるとの認識で一致いたしました。</p> <p>以上の事から、平成23年10月に行われる農業委員の選挙に伴い、今後も現行定数で運営することに意見集約されました。</p> <p>以上です。</p>
<p>田久保清一 委員長</p>	<p>只今、事務局が読み上げた内容で、意見集約されましたので会長に手渡したいと思えます。</p> <p>会長に答申書を渡したことにより6月に設置された「農業委員会定数問題検討委員会」は、只今を持って、解散いたします。</p> <p>委員の方々は、長期間ご苦労さまでした。</p>
<p>議 長</p>	<p>田久保委員長、ご苦労さまでした。</p> <p>只今、「定数問題検討委員会」より答申書を受け取りました、近日中に私と吉野職務代理・田久保委員長で市長に対して依頼文を提出いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局に申し上げます。至急アポイントの手配をお願いします。</p> <p>続いて、議案第38号の「農地法第5条の許可申請」について、事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、</p>

	<p>平成22年11月10日付けで農地法施行規則第48条の規定による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>許可申請の目的 転用を伴う所有権移転</p> <p>土地の譲受人 船橋市 (株)●●●● 代表取締役 ●●さん</p> <p>土地の譲渡人 習志野市 ●●さん</p> <p>土地の所在・面積 習志野市藤崎■丁目■番 地目 畑、現況 畑、面積■■■■m²</p> <p>転用計画 建売分譲住宅（7棟）</p> <p>立地基準 第3種農地</p> <p>今年9月の議案第33号において農地法第5条の許可申請を審議致しました企業局裏の建売分譲住宅（12棟）と同じ開発業者になります。</p> <p>信用性についてですが、転用事業者の事業実績から総合的に判断することになるが、転用業者に許可済地があり、その大半が完成してなければ信用がないものとする。したがって、時期のずれた申請により2か所の開発事業を行うことは認められません。同時に2か所の許可申請を行い、同時の許可で有れば2か所の開発事業を行うことができます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局ご苦労さまでした。</p> <p>続いて、現地調査報告を吉野委員より、お願いします。</p>
<p>吉野吉雄 委員</p>	<p>議案第38号「農地法第5条の許可申請」について、調査報告をいたします。</p> <p>調査は、平成22年11月17日に譲渡人の●●さんは来られませんでした。譲受人の業者と農業委員12名及び事務局2名で行いました。</p> <p>申請地は■■■■の南側にある農地で、ここに7棟の建売分譲住宅を建設しようとするものであります。</p>
<p>吉野吉雄 委員</p>	<p>申請者の所有する農地は、今回申請のあった場所と隣に1筆ありますが、この一部を農地として残すのであれば、今後、耕作等をして農地として管理していくよう、●●さんに業者から伝えてもらうことにしました。</p> <p>また、隣接する●●さんの農地は、先月の案件において、駐車場に転用することについての審議がなされたものであり、将来、駐車場になるところではあります。境界線については、コンクリート土留めを1メートル以下の高さで設置し、被害が及ばないようにするとのことでした。</p> <p>以上で、議案第38号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>吉野委員ご苦労さまでした。</p> <p>ただいま、吉野委員より現地調査報告と、事務局より議案第38号の概要説明がありましたが、この案件について、何か質問等のある方</p>

	<p>は挙手願います。</p>
<p>谷岡委員</p> <p>議長</p>	<p>質問ではなく要望ですが・・・譲渡自体はやむを得ないことだと思いますが、■■■の前の道路については、いつも言うことなのですが道が細いまま宅地が増えてきてしまっているので、安全面を十分に考慮してほしいと思います。</p> <p>他に、質問・意見等があれば願います。 質問等が無ければ、裁決に入ります。 議案第 38 号「農地法第 5 条の許可申請について」賛成の方の同意を求めます。賛成の方は挙手願います。 ありがとうございます。議案第 38 号につきましては、全員の賛成をもちまして、許可相当と決しましたので、意見を付して千葉県知事に進達いたします。</p> <p>続いて、議案第 39 号および議案第 40 号につきましては関連が合いますので一括で審議したいと思いますが、委員の皆様宜しいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>有難うございます。 それでは事務局、議案第 39 号及び議案第 40 号については一括で行う事にいたします。 事務局、議案第 39 号・議案第 40 号を一括で議案説明を願います。 はい。それではまず、議案第 39 号農地法第 5 条の規定による許可申請について平成 22 年 11 月 10 日付けで、農地法施行規則第 48 条の規定による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求めます。</p> <p>許可申請の目的 転用を伴う所有権移転 譲受人 習志野市 (株)■■■■ 代表取締役 ■■さん 譲渡人 習志野市 ■■さん</p> <p>土地の所在、面積 習志野市藤崎■■丁目■■番 地目(登)畑 (現)畑 面積■■■■m²</p> <p>転用計画 建売分譲住宅(4棟) 立地基準 第3種農地 譲受人・譲渡人の関係 第三者 工事予定 着工予定 平成22年12月25日 完了予定 平成23年12月25日</p>

<p>議 長</p> <p>織戸（正） 委員</p>	<p>続きまして、議案第40号の説明に入ります。</p> <p>平成22年11月10日付けで、農地法施行規則第48条の規定による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>許可申請の目的 転用を伴う所有権移転</p> <p>譲受人 こちらは議案第39号と同じでございます。</p> <p>譲渡人 船橋市</p> <p style="padding-left: 40px;">●●さん</p> <p>土地の所在・面積 習志野市藤崎■丁目■番■</p> <p style="padding-left: 100px;">地目（登）畑 （現）畑 面積■■■■m²</p> <p style="padding-left: 100px;">習志野市藤崎■丁目■番■</p> <p style="padding-left: 100px;">地目（登）畑 （現）畑 面積■■■■m²</p> <p style="padding-left: 160px;">合計面積■■■■m²</p> <p>転用計画 建売分譲住宅に伴う道路用地として</p> <p>立地基準 第3種農地</p> <p>譲受人・譲渡人の関係 第三者</p> <p>工事予定 着工予定 平成22年12月25日</p> <p style="padding-left: 40px;">完了予定 平成23年 5月31日</p> <p>議案第39・40号共通の備考欄になりますが、昨年12月の議案第48号において農地法第5条の許可申請を審議致しました、鷺沼台■丁目の建売分譲住宅（1棟）同一の開発業者となります。</p> <p>事務局ご苦労様でした。</p> <p>続いて、現地調査報告を織戸正裕委員よりお願いします。</p> <p>議案第39号及び40号「農地法第5条の許可申請」について、調査報告をいたします。</p> <p>調査は、平成22年11月17日に譲渡人の●●さんと業者、そして、農業委員12名と事務局2名で行いました。</p> <p>今回の申請は●●さん所有の土地に4棟の建売分譲住宅を建設するものと、それに伴い●●さんの土地を一部転用して、道路を設置しようとするものであります。設置しようとする道路ですが、通り抜けが出来るといいのですが、農地面積が狭くなるということで、隣接する●●さん所有の土地を提供していただくとは出来なかったようです。</p> <p>●●さんが4棟の住宅のために道路用地を提供する条件として、将来相続等により残地農地を手放し、開発することになった場合は、当該道路を無償で使用させてもらうということで、了解が得られているようでございます。</p> <p>なお、残地農地については、雑草等で荒れているので、耕運するよう、業者から●●さんへ伝えていただくこととしました。</p> <p>以上で、議案第39号及び40号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
--------------------------------	---

議 長	<p>織戸正裕委員、現地調査報告ご苦労さまでした。</p> <p>只今の現地調査報告ならびに事務局の議案説明に付いて、質問等のある方は、挙手願います。</p>
央 委員	<p>はい。隣の土地もいずれは住宅になっていくと思うのですが、最近夜道が暗いとよく言われるので、そのあたりも配慮してもらえればという要望です。</p>
議 長	<p>はい。他に質問・意見のあるかた。</p>
宮本委員	<p>はい。分筆された後にのこる農地ですが、状況があまり良くないように見受けられます。雑草は繁茂していますし、東側の道路沿いにゴミが捨ててあったりしていました。両隣の農地は耕作しているので、これはやはり農業委員会としてはきちんと営農されている方に対して示しが見つからないのではないかと思います。</p> <p>まず、当該地ではないけれどきちんと整地をするということを条件に、という形をとることが可能ならば一番良いのではないかと思います。</p>
議 長	<p>はい。それに対して事務局はどうですか？</p>
事務局	<p>はい、条件だというのであれば県に進達の際に意見を付して提出することはやぶさかではないと思っております。</p>
議 長	<p>他に意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
谷岡委員	<p>はい。この地域は調整区域で農地もまだ残っています。市の緑の基本計画という場所にも指定されていますが、宅地化が進んでいます。</p> <p>近くには貝塚もあり、県の史跡にも指定されていますが、その近辺の開発ということについては、問題はないのでしょうか？</p>
事務局	<p>はい。こちらについては、今までの許可申請についてもいえることなのですが、必ず他法令の関係でどの案件にも該当してきます。</p> <p>その中で、今回の件については、発掘調査、事前調査で何も発掘されていません。</p> <p>先程の38号でも、全て調査は完了しています。</p> <p>この案件だけは、貝塚に近いということで、工事に入る時に教育委員会職員が現場に立ち会うという条件が付されています。以上です。</p>
谷岡委員	<p>立ち会って万が一何か発掘された場合はどうなるのですか？</p>
事務局	<p>事前調査の段階で、何も出なければおそらく出ないであろうとはしていますが、発掘された場合は工事をストップしたり、何かしらの措置をとるというように聞いております。</p>

議 長	<p>質問等がなければ、裁決に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議案第 39 号及び議案第 40 号について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成をもちまして、議案第 39 号及び議案第 40 号は許可相当と決しましたので、意見書を付して、県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第 41 号「農地法第 5 条の許可申請」について事務局より、議案説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、議案第 4 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日付けで、農地法施行規則第 4 8 条の記手による許可申請の提出があったので、県への送付について審議を求める。</p> <p>許可申請の目的 転用を伴う所有権移転</p> <p>譲受人 習志野市 ●●●●株式会社 代表取締役 ●●さん</p> <p>譲渡人 習志野市 ●●さん 船橋市 成年後見人 ●●さん</p> <p>土地の所在・面積 習志野市藤崎■丁目■番■ 地目(登)畑 (現)畑 面積■■■■m² 習志野市藤崎■丁目■番■ 地目(登)畑 (現)畑 面積■■■■m² 合計面積■■■■m²</p> <p>転用計画 建売分譲住宅(8棟)</p> <p>立地基準 第3種農地</p> <p>譲受人・譲渡人の関係 第三者</p> <p>工事予定 着工予定 平成23年1月10日 完了予定 平成23年9月30日</p> <p>備考欄になりますが、平成20年9月の総会において、農地法第5条の許可申請を審議致しました、藤崎7丁目の建売分譲住宅(10棟)同一の開発業者となります。なお、許可申請の発行日は平成21年6月8日付けであります。以上です。</p>
議 長	<p>続いて、現地調査報告を中台委員よりお願いします。</p>
中台委員	<p>議案第 4 1 号「農地法第 5 条の許可申請」について、調査報告をいたします。</p> <p>調査は、平成 2 2 年 1 1 月 1 7 日に譲渡人の後見人であります●●さんと設計業者、そして、農業委員 1 2 名と事務局 2 名で行いました。</p> <p>先ほど事務局の方からも説明がありましたが、今回の申請は、3 人の共有名義と</p>

中台委員	<p>なっており、そのうち2人は後見人からの申請となっております。</p> <p>土地所有者の1人であり、●●さんは現在入院中で、●●さんも体調が勝れず、後見人なしでは事の解決が出来ない状況のようです。</p> <p>また、もう一人の●●さんは、埼玉に嫁いでおり、何かと生活もたどたどしい状態にあるということで、今回やむを得ずこの土地を手放すことになったようです。</p> <p>申請地は藤崎森林公園の西側にある農地で、8棟分の建売分譲住宅を建設しようとするものでございます。</p> <p>この工事は、2期工事に当たり、1期目が隣の何棟か建築中でしたが、最後の引き渡しが3月末ごろになるとのことでした。</p> <p>なお、2期工事の後に、今回申請地の隣に3期工事も計画しているようで、行き止まりになっている道路が将来的には企業局の方へつながる計画のようです。</p> <p>以上で、議案第41号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>中台委員ご苦労さまでした。</p> <p>只今の事務局の議案説明と現地調査報告を踏まえ、議案第41号について質疑等のある方は、挙手願います。</p>
央 委員	<p>大久保の方から企業局の方へ通じる道がつながるとい話がありましたけど、今回の開発でどうにかなることはあるでしょうか？</p>
事務局	<p>今のところ、計画的にはその道とは合流しないということです。</p> <p>次の第三期工事から、企業局から森林公園の方に抜ける道につなげるという話はあるそうです。</p>
央 委員	<p>あの細い道で車は通れるのですか？</p>
事務局	<p>そこまでは・・・ただ、企業局から森林公園に行く道のあたりで開発が行われるというようなことがあれば、4m道路が入っていく可能性はありますね。</p>
議 長	<p>他に有りませんか？質疑等がなければ、裁決に入ります。</p> <p>議案第41号「農地法第5条の許可申請」について賛成の方の同意を求めます。賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員賛成をもちまして、議案第41号は許可相当と決しましたので、意見書を付して、県に進達いたします。</p> <p>続いて、議案第42号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願い」について事務局より、議案説明を求めます。</p>

事務局	<p>はい。議案第42号相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願について、租税特別措置法70条の6第1項の規定の適用を受けるための証明願の提出があったので、審議をもとめる。</p> <p>農業委員会受付日 平成22年11月24日 申請日 平成22年10月28日</p> <p>被相続人 習志野市 ●●さん（農業） 相続開始年月日 平成22年4月28日 生前一括贈与 無 所有農地面積 ■■■■㎡</p> <p>相続人 習志野市 ●●さん（会社員） 被相続人との関係 長男 同居・別居の別 同居 相続開始前農業、従事の有無 無 年間従事日数 30日</p> <p>特例適用農地等の明細 習志野市大久保■丁目■番■ 地目（登）畑（現）畑 面積■■■■㎡ 市街化区域内農地（生産緑地） 習志野市大久保■丁目■番■ 地目（登）畑（現）畑 面積■■■■㎡ 市街化区域内農地（生産緑地） 合計■■■■㎡ 以上です。</p>
議長	<p>現地調査報告は本来であれば、地区委員で現地調査に同行された市角 夏司委員より行っていただくところですが、本日欠席のため事務局より調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議案第42号相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願の提出がありましたので、現地調査を行い、その報告をさせていただきます。</p> <p>調査は、平成22年11月17日に相続人の●●さん、農業委員では、会長、職務代理、市角委員の3名と事務局2名で行いました。</p> <p>場所は、長沼・船橋線から少し入ったところにある、市街化区域の生産緑地に指定された場所であります。</p> <p>相続人の●●さんについては、年間従事日数が30日ということで、決して多くはありませんが、ご本人に確認したところ、これからは、周辺の農業者に教えてもらいながら、奥さんと一緒に管理していくとのことでした。</p>

事務局	<p>なお、当該農地については、農地として、きれいに管理がされておりました。 以上で、議案第42号の調査報告とさせていただきます。 皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事務局より調査報告があったところですが、この件につきまして何か質問等がありましたら挙手願います。</p>
宮本委員	<p>質問ではないのですが、最近転用の話ばかりだったのですが、久しぶりに農業に前向きな案件です。ぜひ頑張ってもらいたいです。以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第42号の裁決に入ります。 議案第42号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の証明願い」 について証明書を発行することに賛成の方の同意を求めます。 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成をもちまして、議案第42号は許可相当と決しましたので、 本日付で、証明書を発行することにいたします。</p> <p>つづいて、報告第20号及び報告第21号につきましては、皆様既にご覧頂いていると思いますが、何かありましたら挙手願います。</p> <p>なければこれを持ちまして、 平成22年 第11回「習志野市農業委員会総会」を終了いたします。</p>